

議案第10号

城陽市水道事業給水条例の一部改正について

城陽市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市水道事業給水条例の一部を改正する条例

城陽市水道事業給水条例（昭和39年城陽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

現 行			改 正 後		
（加入金及び配水管負担金）			（加入金及び配水管負担金）		
<p>第10条の2 給水装置（工事用又は臨時に給水する場合を除く。）の新設又は改造（給水管の呼び径を増径する場合に限る。）を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める加入金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）並びに別に管理者が定める配水管布設経費負担金（以下「配水管負担金」という。）を管理者が定める時期に納付しなければならない。</p>			<p>第10条の2 給水装置（工事用又は臨時に給水する場合を除く。）の新設又は改造（給水管の呼び径を増径する場合に限る。）を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める加入金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）並びに別に管理者が定める配水管布設経費負担金（以下「配水管負担金」という。）を管理者が定める時期に納付しなければならない。</p>		
給水管の呼び径	加入金額		給水管の呼び径	加入金額	
	新設	改造		新設	改造
13ミリメートル	176,000円	新口径と旧口径の差額とする。	13ミリメートル	176,000円	新口径と旧口径の差額とする。
20ミリメートル	237,000円		20ミリメートル	237,000円	
25ミリメートル	540,000円		25ミリメートル	540,000円	
40ミリメートル	1,216,000円		40ミリメートル	1,216,000円	
50ミリメートル	2,703,000円		50ミリメートル	2,703,000円	
75ミリメートル	7,434,000円		75ミリメートル	7,434,000円	
100ミリメートル以上のものについては、管理者が別に定める。			100ミリメートル	12,686,000円	
			150ミリメートル	31,674,000円	

--

(料金)

第27条 料金は、前の定例日（管理者の定めた基準日をいう。以下同じ。）の翌日から次の定例日（前の定例日が属する月から2月後の月の定例日をいう。）までの期間（以下「期」という。）につき次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

用途	区分	基 本 料 金	従量料金（使用水量1 m ³ につき）								
			2 0 m ³ ま で	2 1 m ³ か ら	4 1 m ³ か ら	6 1 m ³ か ら	8 1 m ³ か ら	1 0 1 m ³ か ら	2 0 1 m ³ か ら	5 0 1 m ³ か ら	5 0 1 m ³ か ら
一 般 用	1 3 ミ リ メ ー ト ル	2 0 円	4 0 円	1 6 0 円	1 6 0 円	2 1 0 円	2 4 0 円	2 7 0 円	3 0 0 円	2 7 0 円	
	2 0 ミ リ	2 4 0									

メートル		円
200ミリ	58,699,000	
メートル		円

(料金)

第27条 料金は、前の定例日（管理者の定めた基準日をいう。以下同じ。）の翌日から次の定例日（前の定例日が属する月から2月後の月の定例日をいう。）までの期間（以下「期」という。）につき次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

用途	区分	基 本 料 金	従量料金（使用水量1 m ³ につき）								
			2 0 m ³ ま で	2 1 m ³ か ら	4 1 m ³ か ら	6 1 m ³ か ら	8 1 m ³ か ら	1 0 1 m ³ か ら	2 0 1 m ³ か ら	5 0 1 m ³ か ら	5 0 1 m ³ か ら
一 般 用	1 3 ミ リ メ ー ト ル	2 0 円	4 0 円	1 6 0 円	1 6 0 円	2 1 0 円	2 4 0 円	2 7 0 円	3 0 0 円	2 7 0 円	
	2 0 ミ リ	2 4 0									

メートル	0	円
25ミリメートル	2	2,600円
40ミリメートル	4	1,850円
50ミリメートル	5	413,000円
75ミリメートル	7	113,600円
100	1	220

メートル	0	円
25ミリメートル	2	2,600円
40ミリメートル	4	1,850円
50ミリメートル	5	413,000円
75ミリメートル	7	113,600円
100	1	220

ミ リ メ ー ト ル	,	8 0 0 円							
1	6								
5	1								
0	2								
ミ リ メ ー ト ル	,	7 0 0 円							
略									
2 略									

ミ リ メ ー ト ル	,	8 0 0 円							
1	6								
5	1								
0	2								
ミ リ メ ー ト ル	,	7 0 0 円							
2	1								
0	,								
0	1								
ミ リ メ ー ト ル	,	3 9 0 0 円							
略									
2 略									

附 則

この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

提案理由

大口径の給水申し込みに対応するため、給水管の呼び径に応じた加入金及び区分に応じた基本料金を規定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 略

水道法（抜粋）

（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2～7 略

参考資料

城陽市水道事業給水条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 呼び径に応じた加入金額の追加

新たに呼び径100ミリメートル、150ミリメートル、200ミリメートルについて、加入金額を規定する（第10条の2関係）。

(2) 区分に応じた基本料金の追加

新たに区分200ミリメートルについて、基本料金を規定する（第27条関係）。

2 施行期日

令和4年(2022年)4月1日